

【紹介手数料】

- 申込会社は、求職者が採用受諾した場合、受託会社に対し、前条1項の人材紹介の対価（成功報酬）として手数料（以下「紹介手数料」と総称する）を支払うものとします。
- 紹介手数料は、以下の各号を満たす算定基準（以下「本算定基準」と総称する）に基づいて決定されます。
- 受託会社は、採用受諾後、速やかに同社所定の申込書（以下「別途申込書」と総称する）に紹介手数料を明示し、申込会社に送付します。
- 紹介手数料の額：想定年収の100%を上限とする

【返金制度】

申込会社は、求職者が退職するに至った場合、受託会社に対し、入社から退職日までの期間（最大3ヵ月）に応じて、紹介手数料に以下の比率を乗じた金額の返金を請求できます。

入社日から退職日までの期間	返金率
1ヵ月未満	50%
1ヵ月以上3ヵ月未満	30%